

決議事項

2020年3月4日

21世紀金融行動原則

署名機関等 各位

総会共同議長

21世紀金融行動原則 第9回定時総会 決議事項について

【第1号議案】

総会共同議長の選任

下記の署名金融機関等を、2020年3月4日より総会共同議長としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

- ・東京海上アセットマネジメント 株式会社
- ・リコーリース 株式会社

<参考> 21世紀金融行動原則運営規程（総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋）

第4章 総会

第14条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第 2 号議案】

運営委員の選任

下記の署名金融機関等を、2020 年度及び 2021 年度 運営委員としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

- ・株式会社 静岡銀行
- ・損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
- ・第一生命保険 株式会社
- ・株式会社 千葉銀行 (新規)
- ・株式会社 日本政策投資銀行
- ・株式会社 八十二銀行
- ・浜松いわた信用金庫 (新規)
- ・株式会社 三井住友銀行
- ・三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
- ・リコーリース 株式会社
- ・りそなアセットマネジメント 株式会社 (新規)

〈参考〉 21 世紀金融行動原則運営規程（運営委員の選任等に関する箇所抜粋）

第 13 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第 22 条第 2 項に規定する運営委員の選任及び解任

第 22 条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の 20 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

【第 3 号議案】

監事の選任

下記の署名金融機関等を、2020 年度及び 2021 年度 監事としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

・株式会社 滋賀銀行

・京都信用金庫（新規）

〈参考〉 21 世紀金融行動原則運営規程（監事の選任等に関する箇所抜粋）

第 13 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

2. 第 15 条第 1 項に規定する監事の選任及び解任

第 15 条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として 2 機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は 4 年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
 - (2) 前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

【第 4 号議案】

事務局の委託先の承認ならびに運営規程の改正

運営委員会にて選出された下記の団体を、2020 年 4 月 1 日より事務局の委託先としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

運営委員会に選出された事務局候補

・ 一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

<参考>21 世紀金融行動原則運営規程（事務局の委託等に関する箇所抜粋）

第 8 章 事務局

第 34 条（事務局）

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、2020 年 3 月末日までとし、再任を妨げない。

なお、上記の団体に事務局を委託する場合、第 34 条を下記のとおり改正するものとする。

<変更後>21 世紀金融行動原則運営規程（変更対象となる項目のみ抜粋）

第 8 章 事務局

第 34 条（事務局）

3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、2022 年 3 月末日までとし、再任を妨げない。